

茨城県大規模自然災害等に対する脆弱性評価実施要領

平成 27 年 7 月 9 日
防災・危機管理課

1 趣旨

茨城県における大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）は、本県を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするために、脆弱性を調査し評価するものであり、必要な施策の効率的・効果的な実施につながることから、国土強靱化を進める上で必要不可欠なプロセスである。

国においては、国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針（平成 25 年 12 月 17 日国土強靱化推進本部決定）」を定め、脆弱性評価を実施していることから、本要領は、当該指針の内容を踏まえ、本県国土強靱化地域計画の案の作成に当たって行うべき脆弱性評価を適切に実施する上で必要な事項を定めるものである。

2 基本的事項

(1) 評価の方法と時期

ア 評価の方法

国土強靱化の取組においては、大規模自然災害発生時等、非常時のための施策に加え、非常時を想定しつつ部局における平時の施策についても見直しを行うことが重要であることから、脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う。

また、達成すべき国土強靱化の目標を設定し、その目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば地域として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を設定する。これは、一種のリスクシナリオであり、当該事態に対する現状の総合的な評価をまず実施した上で、施策分野ごとの評価を行うものとする。

この評価には、国土強靱化の取組を進める上で不可欠な、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についての評価も含めるものとする。

評価に当たっては、科学的知見に基づき総合的かつ客観的に行うとともに、施策の進捗を把握するため、出来る限り定量的に実施する。

イ 評価を行う時期

① 関係施策の特定及び脆弱性評価書の作成（3 評価の実施手順(1)、(2)に該当）

平成 27 年 7 月 30 日までに実施する。

② 脆弱性の総合的な評価（3(3)に該当）

平成 27 年 9 月末を目途に実施する。

(2) 評価の前提となる事項

ア 想定するリスク

県民生活・県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されうるが、首都直下地震、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、大規模自然災害はひとたび発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、当面は、大規模自然災害を想定した評価を実施する。

イ 施策分野

評価を行う個別施策分野は、以下の12とする。また、横断的分野を、以下の3とする。

(個別施策分野)

- 1) 行政機能／警察・消防等
- 2) 住宅・都市
- 3) 保健医療・福祉
- 4) エネルギー
- 5) 金融
- 6) 情報通信
- 7) 産業構造
- 8) 交通・物流
- 9) 農林水産
- 10) 国土保全
- 11) 環境
- 12) 土地利用

(横断的分野)

- 1) リスク・コミュニケーション
- 2) 老朽化対策
- 3) 研究開発

※ 脆弱性評価の状況により、施策分野の修正、統合等を検討することとする。

ウ 目標と起きてはならない最悪の事態

国土強靱化基本法においては、大規模自然災害等の発生後における適切な対応のための事前防災の取組方針として、

- ・ 人命の保護が最大限に図られること
- ・ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されるようにすること
- ・ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ・ 迅速な復旧復興に資すること

となるよう国土強靱化を推進するものと規定している。これらの4点は、国土強靱化を進める上でのいわば基本目標である。

本要領では、これらの基本目標を、大規模自然災害を想定して具体化し、次の8つを本県の経済社会システムが事前に備えるべき目標とする。

- 1)大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2)大規模自然災害発生直後から救助・救急，医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3)大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4)大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5)大規模自然災害発生後であっても，経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6)大規模自然災害発生後であっても，生活・経済活動に必要最低限の電気，ガス，上下水道，燃料，交通ネットワーク等を確保するとともに，これらの早期復旧を図る
- 7)制御不能な二次災害を発生させない
- 8)大規模自然災害発生後であっても，地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

次に、これらの事前に備えるべき8つの目標の妨げとなる事態として、「起きてはならない最悪の事態」を別紙のとおり45設定する。

※ 脆弱性評価の状況により、「起きてはならない最悪の事態」の修正・統合等を検討することとする。

3 評価の実施手順

脆弱性評価は、以下の手順で実施する。

- (1)起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及びその進捗状況を示す指標の設定

各部局は、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、現在実施されている施策（市町村，民間事業者等県以外の主体が実施している施策のうち把握しているものを含む。）を特定するとともに，その施策の達成度や進捗を表す指標をできる限り設定する。

その際，各部局において使用している既存の指標を用いるほか，適当な指標がない場合は，新たに指標の設定を検討することとする。

なお，指標を設定しない施策については，定量的な進捗管理が困難になる等の課題があることに留意が必要である。

- (2)脆弱性の分析

各部局は，(1)で特定した各施策について，施策の進捗状況を踏まえ，また，施策が施策の目標まで到達した状態を想定し，「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか，不可能である場合に何が足りないかを分析する。

そして，当該事態の回避（リスクの一部低減も含む。）に向けて，現状を改善するために何が課題であり，今後どのような施策を導入すべきかについて分

析・整理する。

課題の分析・整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（他部局，市町村，民間事業者等）との連携や他の主体の取組に関する課題，投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めるものとする。

【作業詳細】

- ・ 施策の特定や脆弱性評価書の作成に当たっては，内閣官房国土強靱化推進室の「自然災害等に対する脆弱性評価」に関する調査における本県提出資料（平成25年4月実施）や「国の脆弱性評価結果」等を参考とすること。

ア マトリクス整理

- ・ (1)で特定した施策について，作業様式1のマトリクス表の該当箇所（起きてはならない最悪の事態と施策分野の交差する枠）に「○」印を記入すること。

イ 脆弱性評価書の作成

- ・ 施策ごとに，作業様式2の「脆弱性評価書」を作成すること。
- ・ 評価書には，施策の概要，該当する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の番号，施策の達成度や進捗を表す指標，進捗状況，課題の分析・整理等を記述すること。

- ・ なお，「施策分野」と「起きてはならない最悪の事態」について修正等の意見がある場合には，作業様式1の該当箇所について見え消し・朱書き訂正の上，備考欄に修正等の理由を記載すること。

(3)脆弱性の総合的な評価等

個別施策ごとに行った(2)の分析をもとに，それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む。）するための施策群（以下「プログラム」という。）を整理し，各プログラムの達成度や進捗を踏まえつつ，プログラムごと，施策分野ごとに現状の脆弱性を総合的に分析・評価する。その結果は，茨城県国土強靱化地域計画有識者会議等において意見を求めることとする。

- ・ 作業詳細については，3(1)，(2)の作業完了後，茨城県国土強靱化地域計画有識者会議での議論を踏まえ，作成・連絡する。